

国立大学法人和歌山大学情報公開取扱要項

制 定 平成13年 1月12日

最終改正 令和 6年10月25日

(趣旨)

第1条 国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における情報公開の実施に係る取扱いについては、法令又は別に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。「法」という。）第2条第2項に規定する法人文書をいう。

2 この要項において「部局等」とは、国立大学法人和歌山大学組織規則に定める事務局、学部等、基幹、機構及び附属機関をいう。

(受付)

第3条 本学が保有する法人文書について、開示請求があった場合は、企画課において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

(1) 本学が保有する法人文書の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）に対し、国立大学法人和歌山大学法人文書管理規則第16条に規定する国立大学法人和歌山大学法人文書ファイル管理簿その他関連資料等を用いて、法人文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。

(2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に別紙第1号様式の法人文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）を提出させるとともに、請求のあった法人文書1件につき300円を開示請求手数料として徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

(3) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった法人文書を保有する部局等に送付するものとする。

(開示等の検討)

第4条 学長は、法人文書の開示、不開示（以下「開示等」という。）を検討するに当たって、当該法人文書を保有する部局等の長の意見を求めるとともに、必要に応じて国立大学法人和歌山大学広報・情報公開委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。

(開示等の決定)

第5条 学長は、法第4条第2項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に開示等の決定をするものとする。

2 学長は、法第10条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、別紙第2号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。

3 学長は、法第11条の規定により開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長するときは、別紙第3号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。

4 学長は、法第12条第1項及び第13条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送するときは、別紙第4号-1様式又は第4号-2様式により当該

情報公開取扱要項

開示請求者に通知しなければならない。この場合において、別紙第5号-1様式又は第5号-2様式により他の独立行政法人等又は行政機関の長に通知するものとする。

- 5 学長は、法第14条第1項及び第2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、別紙第6号-1様式又は第6号-2様式により第三者に通知し、別紙第7号様式により意見を聴取しなければならない。
- 6 学長は、法第14条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、別紙第8号様式により第三者に通知しなければならない。
- 7 学長は、開示等の決定をしたときは、別紙第9号-1様式、第9号-2様式又は第9号-3様式により当該開示請求者に通知しなければならない。

(開示の実施)

第6条 学長は、法第15条第3項の規定により法人文書の開示を受ける者から別紙第10号様式による開示の実施方法の申出書が提出されたとき、又は法第15条第5項の規定により開示を受ける者から別紙第11号様式による更なる開示の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

- 2 前項の規定により開示を実施するときは、別表に示す方法によるものとし、同表に規定する額(複数の実施方法により開示を受ける場合は、その合算額。以下「基本額」という。)を開示実施手数料として徴収するものとする。ただし、基本額が第3第2号に規定する開示請求手数料に相当する額(以下「開示請求手数料相当額」という。)に達するまでは無料とし、開示請求手数料相当額を超えるときは、開示請求手数料相当額を減じた額とする。
- 3 法人文書の開示は、原則として企画課において実施するものとする。ただし、法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合や利用者の居所等の都合により企画課まで出向くことができない場合には、当該法人文書を保有する部局等において実施できるものとする。
- 4 開示を受ける者が法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、企画課において法人文書の写しを送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

(開示実施手数料の減額等)

第7条 学長は、第6条第2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、開示実施手数料を減額又は免除をすることができる。この場合、必要に応じて委員会の意見を求めるものとする。

- (1) 経済的困難その他特別の理由により開示実施手数料を納付する資力がないと認められる者から別紙第12号様式により開示実施手数料の減額又は免除の申出があったとき。
- (2) 開示決定に係る法人文書を一定の方法により一般に周知させることが適当であると認めるとき。

- 2 前項第1号の規定により開示実施手数料の減額又は免除の申出を行う者は、当該事実を証明する書面を添付しなければならない。
- 3 第1項第1号における開示実施手数料の減額又は免除は、2000円を限度とする。
- 4 学長は、開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、別紙第13号様式により当該開示を受ける者に通知しなければならない。

(審査請求)

第8条 学長は、法第18条第1項の規定により開示決定等又は開示請求に係る不作為につ

いて審査請求があったときは、委員会の意見を求めるものとする。

2 学長は、法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、別紙第14号様式により、法第19条第2項各号に掲げる者（以下「審査請求人等」という。）に通知しなければならない。

3 学長は、審査請求に対する決定をしたときは、別紙第15号様式により審査請求人等に通知しなければならない。

（移送された事案）

第9条 法第13条第2項及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第12条の2第2項の規定により他の独立行政法人等又は行政機関の長から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第4条から第8条までの規定に準じて行うものとする。

（雑則）

第10条 この要項に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日一部改正）

この改正要項は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第113号）

この改正要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月21日一部改正：法人和歌山大学規程第428号）

この改正要項は、平成17年4月21日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、改正後の第2第2項の紀南サテライト部に関する規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月17日一部改正：法人和歌山大学規程第488号）

この改正要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月10日一部改正：法人和歌山大学規程第506号）

この改正要項は、平成18年5月10日から施行し、平成18年4月28日から適用する。

附 則（平成19年11月1日一部改正：法人和歌山大学規程第678号）

この改正要項は、平成19年11月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第751号）

この改正要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1036号）

この改正要項は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1268号）

この改正要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1412号）

この改正要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1970号）

この改正要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月6日一部改正：法人和歌山大学規程第2011号）

情報公開取扱要項

この改正要項は、平成29年12月6日から施行する。

附 則（令和5年2月21日一部改正：法人和歌山大学規程第2504号）

この改正要項は、令和5年2月21日から施行する。

附 則（令和6年10月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2779号）

この改正要項は、令和6年10月25日から施行する。

別表

法人文書の種別	開示の実施方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く)	用紙1枚につき10円 (A2判 40円、A1判 80円)
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円 (A2判 140円、A1判 180円)
二 電磁的記録	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルごとにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円

備考 一の項ハ若しくは二の項ハの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。

別紙第1号様式（第3条第2号関係）

年 月 日

法人文書開示請求書

国立大学法人和歌山大学長 殿

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 〒 —

TEL — —

連絡先（連絡先が上記の本人以外の場合は 連絡担当者の住所・氏名・電話番号）

TEL — —

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり法人文書の開示を請求します。

<p>法人文書の名称又は内容等</p> <p>〔 請求に係る法人文書が特定できるよう、できるだけ具体的に記入してください 〕</p>	
<p>求める開示の実施方法（任意記入）</p> <p>〔 ① 求める開示の実施方法 ② 法人において開示の実施を求めるか又は写しの送付の方法によるかの別について記入してください。 〕</p>	<p>① 開示の実施方法 1 閲覧 2 写しの交付 3 その他（ ）</p> <p>② 希望する方に○を付してください。 イ 法人において開示の実施を求める （この場合、希望日を記入してください） 年 月 日（ ） 時 分 年 月 日（ ） 時 分</p> <p>ロ 写しの送付を希望する</p>

（*以下は記入不要）

受理年月日	年 月 日	受付担当	情報公開担当
決定期限	年 月 日	整理番号	
開示請求手数料	300 円× 件		円

第 号
年 月 日

法人文書開示決定等の期限の延長について（通知）

（開示請求者）様

国立大学法人和歌山大学長 印

年 月 日付けの法人文書の開示請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定に基づき、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求のあった 法人文書の名称等	
決 定 期 限	年 月 日
延 長 す る 期 間	日 間
延長後の決定期限	年 月 日
延 長 の 理 由	

別紙第3号様式（第5条第3項関係）

第 号
年 月 日

法人文書開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

（開示請求者）様

国立大学法人和歌山大学長 印

年 月 日付けの法人文書の開示請求については独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

法人文書の名称等	
決 定 期 限	年 月 日
相当部分を除いた 決定期間を延長する 残りの部分	
残りの部分の延長 後の決定期限	年 月 日
法第11条を適用 する理由	

第 号
年 月 日

法人文書の開示請求に係る事案の移送について（通知）（開示請求者）様

国立大学法人和歌山大学長 印

年 月 日付けで開示請求のありました事案について、次のとおり移送しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項の規定により、通知します。

法人文書の名称	開示請求書に記載されている法人文書の名称等 (一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち、〇〇、〇〇及び〇〇に係る法人文書)
移送年月日	年 月 日
事案の移送先の独立行政法人等の名称及び担当	独立行政法人等 担当： 住所： 電話番号（ ）－
移送の理由	
備考	1. 標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の独立行政法人等が行うこととなります。 2. 複数の独立行政法人等に移送が行われた場合（自らも開示決定等を行う場合を含む。）には、開示実施手数料の300円の控除措置については、開示決定等が早く行われた法人文書に係る開示実施手数料から順次控除措置をとる旨を記載する。

別紙第4号－2様式（第5第4項関係）

第 号
年 月 日

法人文書の開示請求に係る事案の移送について（通知）

（開示請求者）様

国立大学法人和歌山大学長 印

年 月 日付けで開示請求のありました事案について、次のとおり移送しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第13条第1項の規定により、通知します。

法人文書の名称	開示請求書に記載されている法人文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち、〇〇、〇〇及び〇〇に係る法人文書）
移送年月日	年 月 日
事案の移送先の行政機関の長等の名称及び担当	行政機関の長等 担当： 住所： 電話番号（ ）－
移送の理由	
備考	1. 標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の行政機関の長が行うこととなります。 2. 複数の行政機関の長に移送が行われた場合（自らも開示決定等を行う場合を含む。）には、開示実施手数料の300円の控除措置については、開示決定等が早く行われた法人文書に係る開示実施手数料から順次控除措置をとる旨を記載する。

第 号
年 月 日

開示請求に係る事案の移送について（通知）

（他の独立行政法人等） 殿

国立大学法人和歌山大学長 印

年 月 日付けで開示請求のあった事案については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項により、次のとおり移送します。

<p>法人文書の名称</p>	<p>開示請求書に記載されている法人文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち、〇〇、〇〇及び〇〇に係る法人文書）</p>
<p>請求者名等</p>	<p>氏名： 住所： 電話番号（ ） —</p>
<p>添付資料等名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求書 ・ 移送に行った行為の概要記録 ・ ・ ・
<p>備 考</p>	<p>（複数の他の独立行政法人等に移送する場合には、その旨）</p>

別紙第5号－2様式（第5条第4項関係）

第 号
年 月 日

開示請求に係る事案の移送について（通知）

（行政機関の長） 殿

国立大学法人和歌山大学長 印

年 月 日付けで開示請求のあった事案については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第13条第1項により、次のとおり移送します。

<p>法人文書の名称</p>	<p>開示請求書に記載されている法人文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち、〇〇、〇〇及び〇〇に係る法人文書）</p>
<p>請求者名等</p>	<p>氏名： 住所： 電話番号（ ）－</p>
<p>添付資料等名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求書 ・ 移送に行った行為の概要記録 ・ ・ ・
<p>備考</p>	<p>（複数の他の行政機関の長に移送する場合には、その旨）</p>

第三者に係る法人文書の開示請求に係る法第14条第1項による意見照会書

（第三者）様

国立大学法人和歌山大学長 印

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されております下記の法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第4条に基づく開示請求があり、当該法人文書について開示決定等を行う際の参考とするため、法第14条第1項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該法人文書を開示することについて、ご意見があるときは、同封の「法人文書の開示に関する意見書」（別紙第7号様式）を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書のご提出がない場合は、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

1. 開示請求のあった法人文書の名称
2. 開示請求の年月日
3. 上記法人文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容
4. 意見書の提出先
5. 意見書の提出期限

別紙第6号－2様式（第5条第5項関係）

第 号
年 月 日

第三者に係る法人文書の開示請求に係る法第14条第1項による意見照会書

（第三者）様

国立大学法人和歌山大学長 印

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されております下記の法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第4条に基づく開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。

つきましては、法第14条第2項に基づき、ご意見を伺いますので、当該法人文書を開示することについて、ご意見があるときは、同封の「法人文書の開示に関する意見書」（別紙第7号様式）を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意書のご提出がない場合は、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

1. 開示請求のあった法人文書の名称
2. 開示請求の年月日
3. 法第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由
4. 上記法人文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容
5. 意見書の提出先
6. 意見書の提出期限

年 月 日

法人文書の開示に関する意見書

国立大学法人和歌山大学長 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

年 月 日付けで照会のあった下記の法人文書の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

1. 照会のあった法人文書の名称

2. 意見

(1) 上記法人文書の開示による支障（不利益）の有無

(2) 支障（不利益）の具体的内容

別紙第8号様式（第5条第6項関係）

第 号
年 月 日

法人文書の開示決定について（通知）

（反対意見をした第三者）様

国立大学法人和歌山大学長 印

（あなた、貴社等）から、 年 月 日付けで「法人文書の開示に関する意見書」の提出がありました法人文書については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 開示決定した法人文書の名称

2. 開示することとした理由

3. 開示を実施する日

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国立大学法人和歌山大学に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人和歌山大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

法人文書開示決定通知書

（開示請求者）様

国立大学法人和歌山大学長 印

年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示については、その全部について開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり通知します。

<p>開示請求書における開示の実施方法 どおり開示の実施ができるかどうかの別</p>	<p>1) 開示請求書のとおり開示の実施ができる 2) 開示請求書のとおり開示の実施ができない 実施できない理由：</p>
<p>求めることができる開示の実施方法 及びその方法ごとの開示実施手数料 の額</p>	
<p>本法人において開示を実施できる日 時及び場所 ※別添の「法人文書開示の実施方法の 申出書」には、これらの日のうちから 希望する日を選択してください。</p>	<p>1) 年 月 日 () 2) 年 月 日 () 3) 年 月 日 () 場所： 住所： 連絡先：</p>
<p>写しの送付による法人文書の開示を 希望する場合における準備に要する 日数及び郵送料の額</p>	<p>準備に要する日数 日間 郵送料の額 円(郵便切手で徴収)</p>

- * 1 不明な点がある場合には、上記連絡先にご連絡ください。
- * 2 この通知があった日から30日以内に開示の実施の方法を別添「法人文書開示の実施方法の申出書」に記入の上、提出してください。
- * 3 開示実施手数料は、銀行振込、又は現金により納入してください。納入方法等は、別途ご案内いたします。
- * 4 開示実施手数料の減額又は免除を希望する場合は、「開示実施手数料減額・免除申請書」に必要事項を記載し、必要証明書を添付のうえ「法人文書開示の実施方法の申出書」とともに提出願います。

別紙第9号－2様式（第5条第7項関係）

第 号
年 月 日

法人文書部分開示決定通知書

（開示請求者）様

国立大学法人和歌山大学長 印

年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示については、その一部を開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり通知します。

開示しない部分及び一部を開示しない理由	
開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別	1) 開示請求書のとおり開示の実施ができる 2) 開示請求書のとおり開示の実施ができない実施できない理由：
求めることができる開示の実施方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額	
本法人において開示を実施できる日時及び場所 ※別添の「法人文書開示の実施方法の申出書」には、これらの日のうちから希望する日を選択してください。	1) 年 月 日 () 2) 年 月 日 () 3) 年 月 日 () 場所： 住所： 連絡先：
写しの方法による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額	準備に要する日数 日間 郵送料の額 円(郵便切手で徴収)

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人和歌山大学に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人和歌山大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- *1 不明な点がある場合には、上記連絡先にご連絡ください。
- *2 この通知があった日から30日以内に開示の実施の方法を別添「法人文書開示の実施方法の申出書」に記入の上、提出してください。
- *3 開示実施手数料は、銀行振込、又は現金により納入してください。納入方法等は、別途ご案内いたします。
- *4 開示実施手数料の減額又は免除を希望する場合は、「開示実施手数料減額・免除申請書」に必要事項を記載し、必要証明書を添付のうえ「法人文書開示の実施方法の申出書」とともに提出願います。

第 号
年 月 日

法人文書不開示決定通知書

（開示請求者）様

国立大学法人和歌山大学長 印

年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示については、開示しないことと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

法人文書の名称	
不開示とした理由	

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国立大学法人和歌山大学に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人和歌山大学を被告として、裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別紙第10号様式（第6条第1項関係）

年 月 日

法人文書開示の実施方法の申出書

国立大学法人和歌山大学長 殿

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 〒

TEL

連絡先（連絡先が上記の本人以外の場合は 連絡担当者の住所・氏名・電話番号）

TEL

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

開示にかかる通知の文書番号等	日付： 年 月 日 文書番号： 第 号
開示の実施方法 開示・部分開示決定通知書記載の「求めることができる開示の実施方法」より選択して記入してください。 なお、法人文書の部分ごとに異なる開示の実施方法を求める場合は、その旨及びその部分ごとの開示の実施方法を記入してください。	1) 開示の実施方法 2) 部分ごとに異なる開示の実施方法

(* 以下については、該当する項目の記号を○で囲み、右に詳細を記入してください。)

ア 法人文書の一部について開示の実施を求める。	(開示の実施を求める部分)
イ 法人において開示の実施を希望する。	(開示の実施を希望する日) 年 月 日
ウ 写しの送付の方法による開示の実施を求める。	(写しの送付先（上記住所又は居所と同じ時は記入不要） 〒
エ 開示実施手数料の納入方法	1) 開示実施日に開示実施場所で納入する 2) 開示実施前までに納付する

年 月 日

法人文書の更なる開示の申出書

国立大学法人和歌山大学長 殿

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 〒

TEL

連絡先（連絡先が上記の本人以外の場合は 連絡担当者の住所・氏名・電話番号）

TEL

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 1 5 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

更なる開示を求める法人文書の名称	
開示にかかる通知の文書番号等	日付： 年 月 日 文書番号： 第 号
最初に開示を受けた日	年 月 日
更なる開示の実施方法	

(* 以下については、該当する項目の記号を○で囲み、右に詳細を記入してください。)

ア 法人文書の一部について開示の実施を求める。	(開示の実施を求める部分)
イ 法人において開示の実施を希望する。	(開示の実施を希望する日) 年 月 日
ウ 写しの送付の方法による開示の実施を求める。	(写しの送付先（上記住所又は居所と同じ時は記入不要） 〒
エ 開示実施手数料の納入方法	1) 開示実施日に開示実施場所で納入する 2) 開示実施前までに納付する

別紙第12号様式（第7条第1項第1号関係）

年 月 日

開示実施手数料減額・免除申請書

国立大学法人和歌山大学長 殿

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 〒 —

TEL — —
連絡先（連絡先が上記の本人以外の場合は 連絡担当者の住所・氏名・電話番号）

TEL — —

国立大学法人和歌山大学情報公開取扱要項第7条第1項第1号の規定により、次のとおり開示実施手数料の減額又は免除を申請します。

開示決定のあった法人文書の名称等	
減額又は免除を求める額 (ただし、2,000円を限度とする。)	円
減額又は免除を求める理由	①生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項の各号に掲げる扶助を受けており、手数料を納入する資力がないため。 ②その他

*1 生活保護法による扶助を受けていることを理由とする場合は当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付してください。

*2 この申請書は、「法人文書開示の実施方法の申出書」と併せて提出してください。

第 号
年 月 日

開示実施手数料減額・免除等決定通知書

（開示請求者）様

国立大学法人和歌山大学長 印

年 月 日付けで請求のありました開示実施手数料減額・免除申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 内 容	
減額又は免除しない場合の開示実施手数料	開示実施手数料： 円

※決定内容が「全額免除」の場合以外は、開示実施日に開示場所で開示実施手数料を納入するか、あるいは開示実施の前日までに納付願います。

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国立大学法人和歌山大学に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人和歌山大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別紙第14号様式（第8条第2項関係）

第 年 月 日 号

情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する通知書

（審査請求人等）様

国立大学法人和歌山大学長 印

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、同法同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る 法人文書の名称	
諮問した年月日	年 月 日
諮 問 の 内 容	

第 号
年 月 日

審査請求に対する決定通知書

（審査請求人等）様

国立大学法人和歌山大学長 印

年 月 日付けで審査請求のありました件について、次のとおり決定しましたので通知します。

審査請求に係る 法人文書の名称	
審査請求に対する 決定	
審査請求に対する 決定の理由	